

# 供覧・決裁

議長 副議長 局長 課長 課長補佐 係長



様式第2号(第3条関係)

令和3年 8月 17日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

代表者名

又は会派無所属議員の氏名 向井 千尋

## 政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

### 記

- 活動の種類： 視察調査 ・ 研修 ・ 広報広聴活動  
その他(書籍購入)
- 活動期間： 令和3年8月3日(火)
- 場所： 市役所
- 活動者： 向井千尋
- 活動の概要： 地方議会議員のための政策法務～条例の審査と提案
- 考察： 別紙参照
- 活動に要した費用：

費目	詳細	金額	備考
研修費	参加費	15000	
	振込手数料	440	

政務活動調査研究報告書

報告者	向井千尋
日時	令和3年8月3日(火)
調査研究名	地方議会議員のための政策法務～条例の審査と提案～
開催場所	市役所 委員会室
内容	<p>「条例の審査と提案」 磯崎初仁氏(中央大学法学部教授)</p> <p>1、政策法務と議会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務とは? ・法を政策実現の手段ととらえる(=法は道具であり、道具は使いきること)、</li> <li>・従来は、集権型の法務体制 ・90年代前半まで、政策は国が考える 2000年4月地方自治法改正により、地方分権の推進①分権改革による法的権限の拡充 ②住民等から住民自治への要求等</li> <li>・今後は、政策法務の実現が求められる</li> </ul> <p>2、議会の分権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形式ごとの権限の配分 ・議会には予算の提案の権限はない=決定権がある=責任がある</li> <li>・国会等への意見書の提出 ・国は、意見書の内容について執行義務はないが、効果がある</li> </ul> <p>3、議会の機能と改革方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の2つの機能 ・①政策形成機能を強化すべき ②行政監視機能は従来型</li> <li>・諮問型議会から「政策形成型議会」へ</li> <li>・議会基本条例の制定</li> <li>・条例づくり(立法法務)の2本柱 ・A 法的検討「適法な条例」をつくる(違法な条例を作らない) ①自治体の事務に関すること ②憲法に違反しない(人権の過度の制限でない) ③法律の範囲内であること</li> <li>・条例づくりの法的検討 ・自治体は条例を制定する権限をもつ(憲法94条) ①自治体の事務に関すること ②憲法に反しないこと=人権の制限は必要最小限度でなければならない(公共の福祉のために人権の制限をする一定の制限をやむをえない)「最小限」か否かの判断基準=立法の合憲判断基準</li> <li>・条例の法律適合性の判断基準 ・表を参照</li> </ul>

	<p><u>「政策提案条例について」 坊 恭寿氏（神戸市議会議長）</u></p> <p>1、神戸市議会基本条例（H24.7.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員による政策条例案についての取り決め（議員提出の場合、委員会提出の場合）に基づき制定していく</li> </ul> <p>2、個別の条例について・・・「神戸灘の酒による乾杯を推進する条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立案、成立までのスケジュール、議論になった点、制定後の効果</li> </ul> <p>3、まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の局にまたがるような広い政策課題に対応した条例を作成することができる</li> <li>・目的や理念を宣言する条例を作成しやすい</li> </ul> <p><u>「議員の政策立案について～鎌倉市議会のとりのくみ」</u></p> <p style="text-align: center;"><u>久坂くにえ氏 納所輝次（鎌倉市議会議員）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例」を議員提案による政策条例の成立（2012年2月定例会）</li> <li>・「政策法務研究会」の再結成・・・合意形成の実例</li> <li>・議会事務局に法制担当の経験のある職員を配置する</li> <li>・政策提言の実効性の確保</li> </ul> <p><u>「誰もが働くことができるまちへ～富士市のユニバーサル就労～」</u></p> <p style="text-align: center;"><u>井出晴美氏（富士市議会議員）</u></p> <p><u>「議会が作成・提案した条例～富士市ユニバーサル就労推進条例の制定経過について」 小池智明氏（富士市議会議員）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年「ユニバーサル就労を拡げる親の会」から19386筆の署名を市長に提出したことが契機となり、H27年に「富士市ユニバーサル就労推進議員連盟」設立議員33名が参加</li> <li>・H29年「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」は全会一致で成立＝全国初の条例かつ富士市議会初の議員提案条例</li> <li>・議会と行政が協働して取り組んだ条例・事業検討となった</li> </ul>
	<p>*考察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯崎先生の講義では、政策法務と議会の役割についての基本的な知識を得ることができた</li> <li>・条例づくりにおける法的検討や法律適合性の判断基準においては、委員</li> </ul>

会審査等の実務的な場面での適合が可能かと考えた

- ・ 条例制定において、立法の合憲性判断基準＝人権の制限は必要最小限度＝公共の福祉のためには人権の制限可能の判断についての具体的な事例が聞きたかった

- ・ 神戸市、鎌倉市、富士市の具体的事例については、大変興味深く、それぞれの自治体の課題解決の声からはじまり、合意形成、行政との協働により成立に至っている。今後、本市においても生かしていきたい。

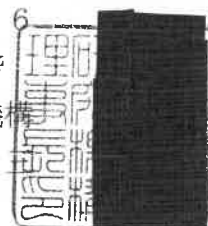
- ・ グループワークでは、他市の議員さんとも意見交換し、それぞれの問題意識も共有できた。

# 請 求 書

令和3年8月3日

向井 千尋 殿

東京都中央区銀座7-14-16  
太陽銀座ビル 2階  
一般財団法人 地方自治研究機構  
理事長 井上源



金 15,000 円

ただし、令和3年度「地方議会議員のための政策法務～条例の審査と提案～」実務講習会受講料（含消費税）として、上記のとおり御請求申し上げます。

（開催日：令和3年8月3日）

下記の銀行口座へ振込をお願いいたします。  
なお、振込手数料は振込者の御負担にてお願いいたします。  
振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

〔 振 込 先 〕

銀行 業部 普通預金口座

口座番号 2

(フリガナ)

ザイ 研

口 座 名 一般財団法人 地方 機構

※銀行振込の際は、振込者名の前に0803と御明記ください。

明記できない場合は、振込者名のみで結構です。

なお、その場合は下記メールアドレスまで、セミナー名、受講者名、金額、振込予定日をお知らせください。

(総務部・ てメールアドレス： ip)

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥15,000  
振込手数料 ¥440

お受取人は  
[銀行名]

普通 [口座種別]  
サ(イ)チホウシ [口座番号] キユウキコウ 様

お振込人は  
ムカイチヒロ 様

お取扱日 3. 8. 17 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認済
39272		3. 8. 17	14:13 3982	
銀行番号	店番号	口座番号等		

三井住友銀行